

優生保護法被害に対する一時金支給法成立について 優生保護法被害兵庫弁護団声明

本日、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（以下、「新法」という。）が、参議院において全会一致で可決され、成立した。

現在、全国7地裁において20名の原告が優生保護法による被害の回復を求めて国家賠償請求訴訟を提訴している。

今回の新法は、これらの訴訟やマスメディアによる報道を受けて、国会が、長年にわたって放置されてきた被害にようやく目を向けたことのあらわれと言えよう。

また、各院全会一致の可決という結果や新法成立までのスピードは、与野党問わず各国会議員が被害者に対する補償の必要性を理解したことのあらわれと言える。

新法の成立は、被害回復への第一歩として評価すべきものであろう。

他方で、新法の内容は、未だ真の被害回復には程遠いものである。

われわれ優生保護法被害兵庫弁護団は、①違憲立法についての国の責任の明記と謝罪、②第三者性を担保した被害者認定制度の策定、③被害の重大性に見合った補償内容（優生手術を受けた者の配偶者への補償を含む）、④違憲立法が行われたことについて検証し、優生思想の誤りと障害者の人権についての教育・啓発活動の実施を行う体制を作ること、⑤国及び自治体が必要な被害実態調査及び被害者への個別通知を行うための権限規定、⑥関連資料の保存等に関する規定を、被害回復のための法律に盛り込むことを度々求めてきたが、そのいずれも新法に反映されることはなかった。

被害者は、旧優生保護法に基づいて基本的人権を侵害されてきた。この法律が憲法に違反するものであったことを新法に明記することは、被害回復の前提として必要不可欠である。

また、新法に規定された一時金320万円という金額は、被害者の受けた重大かつ回復困難な被害に比して、あまりに低額である。国は、被害を320万円の価値であったと評価しているのであろうか。優生手術を受けた者は、手術を受けたその日から現在に至るまで、子を持つという選択肢を奪われ続けたのである。子を産み育てるといふ希望を奪われた人生を強いられた被害の補償が320万円というのは、到底納得できるものではない。

そして、人生を損なわれたのは、配偶者も同様である。配偶者もまた、子を持つという選択肢を奪われたのであるから、被害回復が必要である。

さらに、被害を受けた人々の年齢や心身の状況を考えると、一時金の支給手続や調査・周知に関する新法の定めでは、被害回復が行われないうまに見過ごされる被害者が多数生じることが予測されるため、その権利行使を支援する必要性は高い。

国は、旧優生保護法を制定し、優生手術を推進・実施してきただけでなく、障害をもつ人を「不良な子孫」とする優生思想を、全国民に行き渡らせるよう長年にわたって教育・啓発してきた。まずは国が、そのような行為を続けてきたことを心から反省し、今後、その誤りを正すための行政・立法の取り組みを、全力を挙げて行うことを明言すべきである

以上のように、新法の内容のみでは、真の被害回復がなされたとは言いがたい。国は、施行法や規則、運用指針等をもって、新法に欠けている点を補うよう努め、法改正も視野に入れて、真の被害回復に向けての努力を引き続き検討すべきである。

当弁護団は、新法の成立をもって、優生手術による被害の回復が十分になされたとは考えておらず、同じ過ちを繰り返さない社会を目指し、引き続き訴訟に取り組むことをここに表明する。

平成31（2019）年4月24日

優生保護法被害兵庫弁護団

弁護団長 藤原 精吾